

# おおふなと特別観光大使設置要綱

## (目的)

第1条 大船渡市の観光資源の魅力及び観光情報等を広く国内外に発信し、市の知名度向上とイメージアップを図るため、「おおふなと特別観光大使」(以下「大使」という。)を設置する。

## (大使の委嘱)

第2条 大使は、船舶やキャラクターなど実在の人間以外のもので、本市の知名度向上とイメージアップの役割を果たすことが見込まれるものを市長が委嘱する。

## (大使の役割)

第3条 大使は、可能な範囲で、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 広く国内外に本市の観光資源の魅力及び観光情報等を発信する活動
- (2) 本市の知名度向上とイメージアップに関する活動
- (3) その他市長が必要と認める活動

## (任期)

第4条 大使の任期は、第6条の規定による委嘱を解く日までとする。

## (報酬等)

第5条 大使に対する報酬は支給しない。ただし、大使としての円滑な活動が行えるよう、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 大使としての名刺
- (2) 市の観光情報を発信するためのパンフレット等
- (3) その他市長が必要と認めるもの

## (委嘱を解く場合)

第6条 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中であっても委嘱を解くことができる。

- (1) 大使から辞任の申出があったとき
- (2) その他特別な理由があると市長が認めたとき

## (庶務)

第7条 大使に関する庶務は、市観光担当部署において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、大使について必要な事項は別に定める。

この要綱は、平成28年5月16日から施行するものとする。